

福祉生活病院常任委員会資料

(令和2年2月26日)

〔件 名〕

- 1 令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン(案)について (環境立県推進課)・・・1
- 2 鳥取県自転車活用推進アクションプログラム(案)について (環境立県推進課)・・・3
- 3 2050年脱炭素(二酸化炭素排出実質ゼロ)の表明について (環境立県推進課)・・・5
- 4 鳥取県廃棄物処理計画(案)について (循環型社会推進課)・・・7
- 5 鳥取県生物多様性地域戦略(案)について (緑豊かな自然課)・・・8
- 6 大山入山料徴収社会実験の結果と今後の取組について (緑豊かな自然課)・・・10
- 7 令和2年度鳥取県食品衛生監視指導計画(案)について (くらしの安心推進課)・・・11
- 8 鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正(案)に係るパブリックコメントの実施結果について (くらしの安心推進課)・・・15
- 9 鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画(第5期)(案)について (くらしの安心推進課)・・・16
- 10 交通安全お守りマスコット・ドライブレコーダー搭載ステッカーデザインコンテストの実施概要について (くらしの安心推進課)・・・25
- 11 ゲストハウス・民宿に係る建築基準法の取扱いについて (住まいまちづくり課)・・・26
- 12 令和元年度第3回上・下水道広域化・共同化に係る検討会の開催概要について (水環境保全課)・・・27
- 13 一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について (水環境保全課)・・・28

生活環境部



令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン(案)について

令和2年2月26日
環境立県推進課

「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン(案)」について、パブリックコメント・市町村からの意見、とっとり環境推進県民会議の御意見を踏まえ修正を行い、鳥取県環境審議会において、パブコメ等を踏まえた修正案のとおり策定することが妥当との答申を頂いたので報告する。

1 令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン(案)に寄せられた意見

パブリックコメントや県民会議、環境審議会では「プラごみ削減の推進や、地球温暖化対策の今後の施策を期待する」、「イニシアティブプランがSDGsの目標の中で、何に取り組むものかが明確に伝わり、非常に好感が持てた」等の肯定的な御意見を多数いただいた。

(1)鳥取県環境審議会(1/8(水)開催)：4件

(2)パブリックコメント(1/23(木)～2/5(水)実施)：29件(7名、4市町村)

〈参考〉鳥取県廃棄物処理計画(案)及び鳥取県生物多様性戦略(案)に寄せられたパブリックコメントから本プランに関連する意見数：15件

(3)とっとり環境推進県民会議(2/6(木)開催)：7件

2 パブリックコメント等により修正した主な箇所

○第3章 I 循環型社会の構築

・サーマルリサイクル¹よりもマテリアルリサイクル²に力を入れていく考え方に疑問を持つ。サーマルリサイクルも処理能力が高く適正なごみ処理が促進され、海洋投棄や不法投棄の減少に繋がっている。(環境審議会意見)

⇒ マテリアルリサイクルや熱回収等を最適に組み合わせるという表現に修正した。

○第3章 II 低炭素社会の実現

・県内の脱炭素の取組への動き等を記載してはどうか。

⇒ 本県が2050年の二酸化炭素排出実質ゼロを目指す旨の宣言を行ったこと(令和2年1月)を踏まえ、本文中に長期的な脱炭素化を視野に、計画期間内において低炭素社会の実現に向けた取組をより一層推進していくことを記載した。

○第3章 III 自然・生物との共生

・一度手を加えた自然環境は人がずっと手を加えていく必要があると思う。生物多様性オフセット³を行った場所は観光資源にするなどして保全と活用を両立する仕組み作りを民間と協力して行ってほしい。

⇒ 自然環境の保全再生、地域連携保全活動支援センターの機能や民学館が連携した環境の整備、生物多様性がもたらす恵みの持続的な利活用の3つの体系を再整理した。

また、生物多様性オフセットの推進、地域連携保全活動支援センターによる民学官が連携・協働して生物多様性の保全に取り組むこと等を追記した。

3 鳥取県環境審議会からの答申

2/12(水)に開催した鳥取県環境審議会において、パブコメ等を踏まえた修正案のとおり策定することが適当であるとの答申を頂いた。

¹ 廃棄物から熱エネルギーを回収すること。ごみの焼却から得られる熱は、ごみ発電をはじめ、施設内の暖房・給湯、温水プール、地域暖房等に利用されている。

² 物から物へ再利用すること。

³ 開発などを行う際に、事業の実施主体者が、事業を回避することや事業による生態系への影響を最小化することを十分に検討し、それでもなおマイナスの影響を及ぼすおそれがある場合、別の生態系を復元または創造することで、生態系への影響を代償(オフセット)する仕組みのこと

4 パブリックコメント等の主な意見 ※意見内容が同じものは1件として計上

対応状況	件数	主な意見
反映した	7	<ul style="list-style-type: none"> ・V環境活動の協働の取組は、環境教育とも関連が深いいため、関連するSDGsのゴールとして「4 質の高い教育」を追記してはどうか。(環境審議会意見) ⇒関連するゴールターゲットとして追加 ・サーマルリサイクルよりもマテリアルリサイクルに力を入れていく考え方に疑問を持つ。サーマルリサイクルも処理能力が高く適正なごみ処理が促進され、海洋投棄や不法投棄の減少に繋がっていく。(環境審議会意見) ⇒マテリアルリサイクルや熱回収等を最適に組み合わせるという表現に修正 ・全体を通して、第5次環境基本計画の中で提唱された「地域循環共生圏」の概念がプランに取り入れられていないと思う。市町村や地域が目指す「自主分散」を県がどのように支援してとりまとめているのか、計画の中で示すことが大切だと思う。 ⇒イニシアティブプランの取組が、SDGsの達成と地域循環共生圏の構築に繋がることを追記 ・一度手を加えた自然環境は人がずっと手を加えていく必要があると思う。生物多様性オフセットを行った場所は観光資源にするなどして保全と活用を両立する仕組み作りを民間と協力して行ってほしい。 ⇒生物多様性オフセットの推進について記載。地域連携保全活動支援センターによる民学官が連携・協働して生物多様性の保全に取り組むこと等追記 ・県内の脱炭素の取組への動き等を記載してはどうか。 ⇒令和2年1月に2050年の二酸化炭素排出実質ゼロを目指す旨の宣言を行ったところであり、本文中に長期的な脱炭素化を視野に、計画期間内において低炭素社会の実現に向けた取組をより一層推進していくことを記載
既に盛り込み済み	23	<ul style="list-style-type: none"> ・県内の小中学校は、統廃合が進んでいる。今後新しい学校を建設したり、改修したりということがあるが、その際にはせつかくの機会なので太陽光など環境に配慮した建設としていきたい。しかし、実際は予算の問題で取り組んでいけない状況。県と市町村、教育委員会と連携して、環境に配慮した校舎の建築をしていくなど、そういった動きがあるとよいと思う。(県民会議意見) ・海洋環境を改善していく、海岸線の漂着物を減らしていく、美しい海岸線にしていく等海洋プラスチックごみ対策に取り組んでもらいたい。 ・RE Actionに参加した県内企業が、県内の再エネ施設で発電した電力(低圧100V)を利用する仕組みがない。RE Actionに参加した企業・団体が県内の再エネ施設で発電した電力を購入できる仕組み作りを電力会社、新電力会社と協力してほしい。 ・湖山池・東郷池の清掃活動を活発化してほしい。中海はラムサール条約に指定されているため清掃活動を行う県民が多い。湖沼や河川の不法投棄、ポイ捨ての撲滅等力を入れてほしい。
今後の検討課題	4	<ul style="list-style-type: none"> ・SDGsの推進や環境配慮経営についてはやっていかないといけないが、企業はどうしてもコストとのバランスが必要。環境配慮経営を推進頂くためには補助金等、何らかの支援を検討頂きたい。(県民会議意見) など
その他	7	<ul style="list-style-type: none"> ・環境保全については取り組んでいかないといけないが、環境を守ることが「楽しい」、「有意義」だと思って頂くことが大事。そういう取組となっていくようお願いしたい。(県民会議意見) ・新聞などで取りざたされているSDGsに関する内容では、「エコ」「自然保護」といった環境分野に特化したものが散見される。このことは「SDGs=環境」と誤解され、環境対策に興味のない県民には見向きされない可能性がある。最悪の場合、SDGs関連政策そのものに抵抗を感じる県民も出てくる恐れがあると考え。地方行政こそSDGsの観点を持った政策が必要であると考え、前述の誤解が生じて県民の賛同や協力が得られなくなることを危惧している。そのため、貴プランの導入部は私の不安を払拭する内容となっており、安心して読み進めることができた。 ・鳥取県庁ではSDGsのために人員配置を進められるとのことで、イニシアティブプランで示されたように「SDGs≠環境対策だけ」という共通認識をもって、部局や課の壁を越えて関連政策を進めていただきたい。 ・2ページをはじめ、イニシアティブプランがSDGsの目標の中で、何に取り組むものかが明確に伝わり、非常に好感が持てた。 ・今回示されている持続可能な社会を目指す5つの指針は、現在問題となっている環境を変えていかなければならない点が的確に示されていて、この指針に基づいて、私たちが努力して実践しなければならないものと考え。

鳥取県自転車活用推進アクションプログラム(案)について

令和2年2月26日
環境立県推進課

現行の「鳥取県バイシクルタウン構想」(H25～R2)の成果及び自転車活用促進法の施行(H29.5)や社会環境の変化等を踏まえ、同構想を発展させた新たな計画として「鳥取県自転車活用推進アクションプログラム」を策定することとしており、その概要について報告する。

1 計画の特徴

- 環境と調和した健康的なライフスタイルを推進すると共に、自転車を通じて障がい者や外国人を含む様々な人々が繋がりを、地域の魅力が世界に拓かれていく社会を目指す。
 - 自転車という県民生活に密着した身近なテーマであることに鑑み、県の現状や施策の説明に加えて自転車の多様な価値を県民に分かりやすく示し、共感を求めながら様々な主体が共に行動(アクション)することを呼びかけるスタイルで構成している。本計画の普及実践を通じ、様々な分野での自転車の利用を促進する。
- ※国の計画に含まれる内容を全体的に網羅したほか、共生社会や自治体間国際交流等、本県独自の視点も交えて幅広く記載する。

2 計画期間

令和2年度から令和6年度(5年間)

3 計画構成及び新たに盛り込んだ視点

- (1)自転車ではじめる新しいライフスタイル(エコ、健康、暮らし)
 - ・ライフスタイルに合わせた自転車選びや電動アシスト自転車の活用提案
 - ・2km以内の移動は自転車を優先的に選択する自転車ファーストのライフスタイルの提案
- (2)誰もがサイクリスポーツを楽しむ共生社会(生涯スポーツ、障がい者スポーツ)
 - ・東京2020オリンピック・パラリンピックやWMG2021関西の開催等を踏まえた生涯スポーツの振興
 - ・タンDEM自転車の利用促進等、あいサポート条例に基づく障がい者スポーツの推進
- (3)地域の魅力を拓くサイクルツーリズム(観光振興、地域活性化)
 - ・新たなサイクリングルートの整備やサイクリスト支援体制「ダイジョウブシステム」の整備
 - ・インバウンドの拡大や体験型観光ニーズの増加等を背景とした観光資源発掘・魅力発信
 - ・台湾をはじめとする自転車を通じた国際交流の推進
- (4)命と未来を守る安全安心な自転車ライフ(交通安全、安全利用)
 - ・支え愛交通安全条例に基づく、ヘルメット着用や自転車損害賠償保険加入等の安全対策の推進
 - ・安全点検や防犯登録の推進
- (5)みんなが暮らしやすい自転車のまち(道路・交通・まちづくり)
 - ・自動車の安全走行や生活道路の安全対策の啓発
 - ・災害時の有用性を踏まえた自転車活用の提案

4 検討の経過及び今後の予定

- ・平成30年度 有識者等による検討会を開催し、新計画の骨子検討(10月～11月)
 - 委員4名：古倉宗治(自転車総合研究所長)、福山敬(鳥取大学工学部教授)、米澤信也(有限会社米澤自転車店専務)、山下眞里(とっとりサイクルツーリズムの会長)
- ・令和元年度 検討結果を踏まえた素案作成、関係各課・委員との意見交換(4月～)
 - 2月27日～3月12日 パブリックコメント実施
 - 3月中 プログラム策定

(参考)

自転車活用促進法(平成29年5月施行)

・環境負荷の低減や災害時の交通機能維持、健康増進等の新たな課題に対応し、自転車の利用を増進して自動車依存の程度を低減することによって、公共の利益の増進に資するものである。

国の自転車活用推進計画(平成30年～令和2年)

・法に基づき、自転車の活用を総合的・計画的に推進する計画として平成30年6月に閣議決定された。
・自転車交通の役割拡大による良好な交通環境の形成、サイクリスポーツの振興等による活力ある健康長寿社会の実現、サイクルツーリズムの推進による観光立国の実現、自転車事故のない安全安心な社会の実現を目的として、様々な関連施策を推進するものとなっている。

鳥取県自転車活用推進アクションプログラム構成

活用推進

1 自転車ではじめる新しいライフスタイル		エコ・健康・暮らし
1 自転車のよさを知ろう		
・暮らしにも地球にもやさしい自転車	日常生活や社会環境全体における自転車のメリットを紹介	くらしの 移動手段 としての自転車
・ライフスタイルにあわせた自転車選び	用途や特性に合わせて様々な種類が選択できることを紹介	
・家族の絆を育む自転車ライフ	家族の繋がりを深める自転車の価値を提案	
2 自転車ファーストのライフスタイルに変えよう		
・自転車でもっとアクティブに ずっと健康に	自転車の健康効果を啓発	
・2km以内の移動は自転車で	無理なく自転車を習慣化するための目安を提案	
・電動アシスト自転車の活用	体力に不安のある方等へ電動自転車のメリットを紹介	
・はじめよう 続けよう 自転車通勤	自転車通勤の奨励	

2 誰もがサイクリングスポーツを楽しむ共生社会		生涯スポーツ・障がい者スポーツ
1 サイクリングスポーツに親しもう		
・気軽に楽しむ サイクリングの魅力	サイクリングの魅力の紹介	レジャー・ スポーツ としての自転車
・楽しもう 続けよう 生涯スポーツ	関西 WMG を踏まえた生涯スポーツとしての自転車の提案	
・地域の施設を活用しよう	自転車道や競技場等の紹介と活用呼びかけ	
・もっと知りたいサイクリングスポーツ	サイクリングスポーツの紹介と関心を高める呼びかけ	
2 障がい者のある人も一緒にサイクリングスポーツを楽しもう		
・スポーツでつくる共生社会	パラサイクリング紹介・共生社会の理念啓発	
・タンデム自転車の普及	タンデム自転車への理解を啓発	

3 地域の魅力を拓くサイクルツーリズム		観光振興・地域活性化
1 サイクルツーリズムを推進しよう		
・魅力ひろがるサイクリングルート	サイクリングルートの紹介・快適な環境づくり啓発	観光資源 としての自転車
・サイクリングで地域の魅力を発信	サイクリングを通じた地域振興の提案	
・サイクリストへの安心サポート	サポート体制の紹介・環境づくり啓発	
・公共交通機関との連携	公共交通機関と連携した観光誘客の可能性を提案	
2 鳥取の魅力を世界に向けて発信しよう		
・地域から 心つながるおもてなし	外国人の受入環境整備と地域資源の再評価を提案	
・世界から観光客を鳥取へ	魅力発信とおもてなしによる誘客推進を啓発	
・自転車がつかなく 地域の交流	自転車を通じた国際交流の紹介	

環境整備

4 命と未来を守る 安全安心な自転車ライフ		交通安全・安全利用
1 交通ルールやマナーを守る		
・確認しよう 自転車の交通ルール	自転車安全利用五則の啓発	乗る人 の安心安全
・みんなで高める安全意識	交通安全教育等による違法意識やマナー向上呼びかけ、表彰事例等の周知	
・地域で取り組む 交通安全活動	地域ぐるみの交通安全活動への理解啓発	
2 安全への備えを大切にしよう		
・ヘルメットで命を守る	ヘルメットの重要性を啓発、高校生による率先的な着用普及の推進	
・リスクに備える保険	損害賠償保険加入の意義等を啓発	
・安全点検・防犯登録の推進	メンテナンスの重要性啓発と防犯登録の呼びかけ	

5 みんなが暮らしやすい自転車のまち		道路・交通・まちづくり
1 自転車を利用しやすいまちづくりに取り組もう		
・自転車の走行空間の確保	道路構造の規定と取組事例	走行環境 の安心快適
・自動車の安全走行	自動車への啓発・取締りと道路の利活用に関する提案	
・生活道路の安全対策	事故状況の紹介と生活道路の安全対策の重要性啓発	
・利便性の向上	利便性向上による誰もが暮らしやすい街づくりの提案	
2 災害時の自転車活用を考えよう		
・災害時の自転車活用	災害時の活用事例紹介と意識啓発	

2050年脱炭素(二酸化炭素排出実質ゼロ)の表明について

令和2年2月26日
環境立県推進課

脱炭素社会の実現に向けて、2050年に温室効果ガス(二酸化炭素)の排出量の実質ゼロを目指す動きが全国の自治体に広がっていること等を受け、本県においても、令和2年1月30日定例記者会見において、知事が2050年の二酸化炭素排出実質ゼロを目指す旨を表明したので、その概要を報告する。

1 環境省の推進する2050年脱炭素(二酸化炭素排出実質ゼロ)について

- ・2015年に合意されたパリ協定では「平均気温上昇の幅を2度未満とする」目標が国際的に広く共有された。また、2018年公表のIPCC(国連の気候変動に関する政府間パネル)特別報告書では「気温上昇を2度よりリスクの低い1.5度に抑えるためには2050年までにCO₂実質排出量をゼロにすることが必要」と示唆している。
- ・これらの状況を受け、地方自治体が2050年の二酸化炭素排出実質ゼロを宣言する動きが拡大している。環境省においても、小泉大臣のメッセージ発信等によって各自治体の率先的な取組を呼びかけ、2050年の二酸化炭素排出実質ゼロを目指すことを公表した自治体を「ゼロカーボンシティ」として国内外に広く発信している。

※排出実質ゼロとは、エネルギー消費等に伴うCO₂等の温室効果ガス的人為的な排出量と、森林等の吸収源による除去量との間の均衡を達成することをいう。

2 全国自治体における脱炭素の表明状況(令和2年2月17日時点)

全国63の自治体(15都府県、24市、1特別区、18町、5村)が脱炭素を表明している。(本県の表明は都道府県で1.3番目)

なお、中国地方において表明している自治体は、本県と北栄町のみである。

- ・都府県…東京都、大阪府、神奈川県、岩手県、宮城県、群馬県、山梨県、長野県、京都府、滋賀県、三重県、鳥取県、徳島県、愛媛県、熊本県
- ・市町村…横浜市、京都市ほか(北栄町は令和元年12月20日に表明)

3 二酸化炭素実質排出ゼロに向けた本県の取組

今年度末に策定予定の「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン」では、取組の柱の1つに「低炭素社会の実現」を位置付け、2050年の脱炭素社会に向けて2030年に▲40%の温室効果ガス削減目標を設定し、あらゆる低炭素化の取組を推進することとしている。

(1) 温室効果ガス削減目標(2013年比)

	2018年暫定値	2030年削減目標	2050年削減目標
鳥取県	▲12.0%	▲40%	▲100%
(国)	(▲11.8%)	(▲26%)	(▲80%)

※国は「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」(令和元年6月11日閣議決定)において、最終到達点としての「脱炭素社会」を掲げ、今世紀後半のできるだけ早期に実現することを目指すとともに、2050年までに80%の温室効果ガスの削減に取り組む方針である。

(2) 取組の方向性

- ・脱炭素社会の実現に向けては国全体で様々な技術革新に挑むことが不可欠であるが、「令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン」において、2050年の二酸化炭素実質排出ゼロを目指す旨を本県の意欲的な長期目標として掲げる。
- ・県民・企業・団体等と目指すべき方向性を共有しながら、2030年を短期的な目標年度として、再生可能エネルギーの導入や更なる省エネルギー化の推進等、低炭素化に向けた様々な施策に取り組んでいく。
- ・同様の表明を行っている全国の自治体と連携協調し、目標の実現に向けてあらゆる対策の強化を積み重ねていく。

鳥取県廃棄物処理計画（案）について

令和2年2月26日
循環型社会推進課

令和5年度を目標年度とする「鳥取県廃棄物処理計画（第9次）（案）」について、パブリックコメント・市町村等からの意見聴取、とっとり環境推進県民会議等の御意見を踏まえた修正を行い、2月12日（水）に開催した鳥取県環境審議会において、提示案のとおり策定することが妥当との答申をいただいたので報告する。

＜参考＞鳥取県廃棄物処理計画について…廃棄物処理法第5条の5の規定に基づき、今後の廃棄物処理等に関する基本事項について定めるもの。

1 パブリックコメント等の実施状況

[パブリックコメント]

- (1) 募集期間：令和2年1月23日（木）から2月5日（水）まで
- (2) 応募方法：郵送、ファクシミリ、電子メール、電子入力フォーム、県庁県民参画協働課や総合事務所等に設置した意見箱、市町村役場窓口
- (3) 意見総数：21件（※9名）

※令和新時代とっとり環境イニシアティブプラン（案）に寄せられた本計画に関連する意見を含む

[その他意見聴取]

- ・鳥取県環境審議会（2件）
- ・とっとり環境推進県民会議（3件）
- ・市町村等（12件）

2 主な意見と計画への反映状況

反映状況	件数	主な意見	対応内容
反映した	5	・各施策について、ロゴの活用等を行い、SDGsの17のゴールと、169のターゲットのうち、何に該当するか明記してはどうか。	第1章の「計画策定の背景」の中に、対象とするゴールとターゲットを記載するとともに、第5章の各取組にゴールのロゴを加えた。
		・県及び市町村等において、電子マニフェストの導入を全庁的に取り組むことを定めてはどうか。	市町村等や県の役割の具体的な取組に、電子マニフェストの率先使用や環境配慮契約法に基づく優先調達に取り組む旨を記載した。
		・環境配慮契約法の取組を進めるため、自治体が環境負荷の少ない製品等を優先的に発注する必要がある。	
既に盛り込み済み	25	・海洋プラスチックごみ対策、マイクロプラスチック対策に取り組んでもらいたい。	本計画では「プラスチックごみゼロ社会の実現」を基本方針の一つとして、プラスチックごみ対策に一層取り組んでいく。
		・食品ロスは、日本国内だけで600万トン以上発生していると試算されている。大量生産、大量消費からの転換が必要だ。	食品ロスの削減については、県民、事業者の意識を変えていくことも重要であり、啓発・教育を進めながら、大量生産、大量消費からの転換を図る取組などを行い、食品ロスが発生しにくい社会となるよう仕組み作りに取り組んでいく。
		・大きなイベントでは、必ずと言っていいほど、使い捨てプラスチックが使用されている。リユース食器の使用に力を入れて欲しい。	「プラスチックごみゼロ社会の実現」の取組の中で、使い捨てプラスチックの使用量削減やリユース食器の普及促進、御提案のあったおいしいお茶の沸かし方などを含め、具体的な普及啓発活動等を検討し、取り組んでいきたいと考えている。なお、県庁各課や市町村等の行政機関、商工団体等に対しては改めてリユース食器の利用促進を依頼した。
今後の検討課題	3	・マイボトル運動は賛成だが、ペットボトルのお茶を移し替える人もいる。おいしいお茶の沸かし方などの講習会を実施するなど、この辺の意識を変えていく必要もある。日本の水道水は無料でおいしいことをPRしてはどうか。	
その他	5	・イニシアティブプランにおける、「サーマルマテリアルよりもマテリアルリサイクルに力を入れていく」という考え方に疑問を持つ。廃棄物処理計画では、どちらにとは書かれておらず、両計画間を調整すべき。	イニシアティブプランを「マテリアルリサイクルや熱回収等を最適に組み合わせる」という表現に修正した。

鳥取県生物多様性地域戦略(案)について

令和2年2月26日
緑豊かな自然課

「鳥取県生物多様性地域戦略(案)」について、パブリックコメント、とっとり環境推進県民会議、鳥取県環境審議会において御意見を頂いたので、戦略策定に向けた現時点の状況について報告する。

1 鳥取県生物多様性地域戦略(案)に寄せられた意見

パブリックコメントや県民会議、環境審議会では、開発行為の際の仕組みや、希少種の保全・生息数の回復等に向けた考え方、戦略の更新の考え方等についての御意見をいただいた。

- ・パブリックコメント(1/23～2/5実施): 38件
- ・とっとり環境推進県民会議: 1件
- ・鳥取県環境審議会: 4件

2 パブリックコメント等の主な意見

対応状況	件数	主な意見
反映を検討	18	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国立公園や国有林の利用について問い合わせ先がわからない。環境省や林野庁のホームページのリンク先を明記する等、県民がどこに連絡すればいいのか、どのような申請・許可が必要であるかをフローチャートでまとめることによって容易な利用・事務の省力化が図れると考える。 ⇒ 関係するリンク先の明記を検討 ・ 表現が専門的で何を言おうとしているのか分からないので、もっと分かりやすい表現に変えるべきではないか。 ⇒ 文章の修正を検討 ・ 守り・残すだけでなく、自然環境を回復させるということを入れてみるのはどうか。(環境審議会意見) ⇒ 追記を検討 ・ 鳥取県の特徴として、大山、海岸、砂丘など特徴的なものを強調してもいいのではないかと思う。(環境審議会意見) ⇒ 追記を検討
既に盛り込み済み	11	<ul style="list-style-type: none"> ・ SDGsで本質的に重要なのは形式的な目標達成よりもSDGsを使って既存の問題解決を進めていくことではないか。また、地域戦略であるのだから、県内の実情だけでなく少なくとも何故そうになっているのかを分析し、“とっとりらしい”問題解決を提案するべきではないか。 ・ 聞こえはよいが極めて抽象的な言葉である共生がどのようなことを指すのかをもっと明確に示すべきなのではないか(例えば、利益を自然にも分配する鳥取)。 ・ 自然公園の保全活動をしてもらえる県民を増やしてほしい。 ・ 生物多様性国家戦略2012-2020の最終年度であり、次期2030年目標の草案が発表されたことを踏まえて、なるべく早い段階で生物多様性条約が示した2030年目標に対応した改定が必要ではないか。

今後の 検討課題	11	<ul style="list-style-type: none"> ・ 戦略策定後の取組体制や、戦略更新の検討の際には、環境審議会の自然保護部会、鳥獣部会の参画を検討すべきである。(環境審議会意見) ・ 生物多様性に配慮した取組として、発注者や工事関係者のだれが、どのタイミングで県へ照会をかけるか、有識者や保護団体が調査する費用を誰がいくら支払うのかなどが不明である。照会を怠った場合のペナルティや工事中に生息地と判明した場合の対応等も疑問。また住民が、工事関係者が適切な手続きを行っていることをわかりやすく知る仕組みが必要ではないか。 ・ 希少生物の生息域である場合、回避方法や生物多様性オフセットの事例を示し、工事に係る経費を予め見積もることが出来る仕組みが必要だと思います。工事が遅延なく進むように配慮をお願いしたい。 ・ 近畿地方で起きているオオサンショウウオのハイブリッド化のように、人が他の地域から持ってきた生物を放すことによる遺伝子的攪乱の危険性を子どもたちに教える必要があると思う。 ・ 耕作放棄地や所有者不明の森林の問題を解決し、里地里山に住む人を増やしていかなければならない。
その他	3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 良い取組であり、今後も推進してほしい。 ・ 県民の取組について、非科学的な看板が現地にある事例が紹介してある。行政の立場として、これを間接的ではあるが例示・紹介するのは適切ではない。 ・ 「地域連携保全支援センター」という名称は「生物多様性地域連携促進法」における「地域連携保全活動計画」で示した「地域連携保全活動」を支援するものではないのか。そうであれば、計画を作る必要があるのではないか。

3 今後のスケジュール(予定)

当戦略は、県内の有識者や自然保護団体と協議の上作成を進めており、本日2月26日(水)に今年度3回目の検討会を行い、今回のパブリックコメント等で出た意見の戦略への反映等について調整を行う。

令和2年2月26日 第3回検討会の開催

3月中 戦略の策定及び公表

大山入山料徴収社会実験の結果と今後の取組について

令和2年2月26日
緑豊かな自然課

大山の環境保全のための受益者負担の仕組み（入山料導入）について検討するため、大山入山料徴収社会実験実行委員会（以下「実行委員会」とする。）での意見を踏まえながら、昨年環境省（共同事務局：県及び大山町）が実施した社会実験の結果と、本格実施に向けた今後の取組について報告する。

1 社会実験の結果

大山夏山登山口において、令和元年10～11月の休祝日（10日間）に登山者に対し、調査票への回答と任意の額の入山協力金を依頼した。また、山頂トイレにおいて、令和元年8～9月にトイレチップ協力金に係る同様の実験（9日間）を実施した。

(1) 協力金調査結果

- 入山協力金制度の導入について、調査票回答者（1,713人）の78.6%が賛成と回答した。
- 入山協力金総額は628,036円（一人あたりの募金額は390円で、最低5円、最高3,000円）、トイレチップ協力金総額は132,750円となった。

(2) 令和元年度協力金の使途

環境省、県、大山町で構成する共同事務局で協議し、大山の山岳環境保全という協力金の目的に鑑み、大山の頂上を保護する会に一部を寄附し、残額を大山の施設維持費支出割合に応じて県と大山町に配分することとした。

(配分額の内訳)

協力金総額（入山協力金＋トイレチップ協力金） 760,786円

⇒大山の頂上を保護する会 193,270円、県 533,488円、大山町 30,100円、振込手数料 3,928円

(3) 協力金に係る収支の試算結果

社会実験のデータを基に入山協力金に係る収入・支出を試算し、一定の条件において協力金収入が収受員等の人件費等の経費を上回り、大山の保全・管理のために一定額の充当が見込まれることが示された。

【入山協力金の収支試算例（年間当たり）】

収受員	協力金額(円)	収入(千円)	支出(千円)	収支(千円)
土日2名配置	300	5,330	1,792	3,538
土日2名配置	500	6,366	1,792	4,574
無人（協力金箱設置）	300	2,741	500	2,241
無人（協力金箱設置）	500	3,274	500	2,774

2 本格実施に向けた今後の取組

入山協力金制度の本格実施の可否は、今後設立予定である「大山山岳環境保全協議会（仮称）」の準備会（※）で決定することとしており、実行委員会は、4月開催予定の準備会に対し、令和元年度の社会実験結果を踏まえた以下の提案を行う予定である。

<提案内容>

- ①入山協力金制度導入の可否を決定する際には、社会実験の結果や協力金に係る収支試算結果を考慮すること。
- ②導入を目指す際には、周知方法、利用者数への影響、団体登山、学校登山、リピーターへの対応を考慮しつつ、実際の運用（目的・使途、法的・制度的位置づけ、仕組みの名称、金額・期間・対象者の設定、運用体制等）を念頭に置いた方法で、シーズンを通じての社会実験の実施を検討すること。

(※)「大山山岳環境保全協議会（仮称）」準備会

大山入山料徴収社会実験実行委員会の上位機関で、多様な主体によって大山の山岳環境保全に係る体制を構築する「大山山岳環境保全協議会（仮称）」の設立を目的とする。

(参考) 大山入山料徴収社会実験実行委員会の構成員

<関係機関・団体> 林野庁鳥取森林管理署、大山寺、大神山神社、大山旅館組合、(一社)大山観光局、(一社)自然公園財団、大山ガイドクラブ、中国山岳ガイド協会、鳥取県山岳・スポーツクライミング協会、日本山岳会山陰支部、鳥取県勤労者山岳連盟

<外部有識者等> 甲南大学経済学部 柘植教授、北海道大学農学研究院 庄子教授、(株)ヤマップ

<共同事務局> 環境省大山隠岐国立公園管理事務所、鳥取県、大山町

3 今後のスケジュール（予定）

令和2年4月 大山山岳環境保全協議会（仮称）準備会の開催

7月～11月 令和2年度社会実験の実施

令和2年度鳥取県食品衛生監視指導計画（案）について

令和2年2月26日
くらしの安心推進課

食品衛生法に基づき、都道府県知事等が毎年度策定することとなっている「食品衛生監視指導計画」について、令和2年度計画案の概要を報告する。

なお、保健所設置市である鳥取市においては、東部圏域の計画を別途策定中である。

【鳥取県食品衛生監視指導計画について】

県内に流通する食品等の監視指導、食品取扱事業者への指導及び消費者に対する食品衛生の啓発等の実施方法及び実施内容を定め、これを実施することにより食品の安全性確保を図るものである。

1 計画（案）の概要

- (1) 位置付け 食品衛生法第24条に基づく監視指導に関する計画
- (2) 期 間 令和2年4月1日から令和3年3月31日まで（1年間）
- (3) 内 容

項目	主な取組
監視指導の実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・中部及び西部総合事務所に食品衛生監視員を配置し、効率的かつ効果的な監視指導を実施 ・衛生環境研究所及び食肉衛生検査所で科学的な根拠に基づいた検査を実施 ・広域的食中毒が発生した際は、国や関係自治体と連携して迅速かつ効果的な調査を実施 等
監視指導の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・食品取扱施設の計画的な監視指導を実施するとともに、過去2年間に食中毒を発生した施設や大量調理施設等に対して重点監視を実施 ・<u>【新規】改正食品衛生法（注1）等について、施設にあわせた技術的な助言や制度説明及び対応指導を計画的に実施</u> ・原料原産地表示の義務化に係る経過措置期間終了に向け、適正表示の指導を実施 ・全国及び本県の食中毒発生状況を考慮して、アニサキス等の食中毒予防対策の啓発及び指導を実施 ・本県の食品の流通状況等を考慮した収去検査（食品の抜き取り検査）を実施 ・<u>【新規】改正食品衛生法に基づく指定成分を含む食品等による健康被害情報の届出指導や厚生労働大臣への報告 等</u>
食品等事業者自らが実施する衛生管理等の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・食品衛生管理を担当する者の養成及び資質向上のため、食品衛生責任者講習会や認定生食用食肉取扱者講習会等を開催 ・<u>【強化】業種別のHACCP（ハサップ）（注2）導入研修会の開催や食品衛生推進員の派遣により、HACCP義務化対応に取り組む事業者の導入支援を強化</u> ・<u>【新規】改正食品衛生法に基づく器具又は容器包装の製造に係る一般衛生管理や製造管理基準について普及啓発を実施</u> ・各総合事務所に食品表示相談窓口を設置し、食品取扱事業者や消費者からの相談に対応 ・（一社）鳥取県食品衛生協会と連携して食品取扱事業者への食中毒注意報等の注意喚起を実施 等
情報提供及び意見交換に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・食の安全推進会議の開催等により食品に関わる様々な立場の県民とリスクコミュニケーション（注3）を実施 ・パンフレットの作成やツイッター等を活用して県民に対する食中毒予防情報を発信・提供 等
人材の育成及び資質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・国が開催する研修会等への参加による食品衛生監視員の資質向上 ・食品衛生模範施設や食品衛生功労者へ県知事表彰を授与 等

（注1）改正食品衛生法：HACCP（ハサップ）義務化、営業届出制度の新設等

（注2）HACCP：Hazard Analysis Critical Control Point（危害分析重要管理点）

製造工程で微生物汚染などの危害を予め分析し、その結果に基づいて管理方法を定め、これを連続的に監視・記録することにより製品の安全を確保する国際的に推奨されている衛生管理手法

（注3）リスクコミュニケーション：食の安全・安心についての情報交換・情報提供

2 今後のスケジュール（予定）

令和2年2月14日～3月6日 パブリックコメントの実施
 3月中旬 鳥取県食の安全推進会議において最終案の検討
 3月下旬 計画策定及び公表

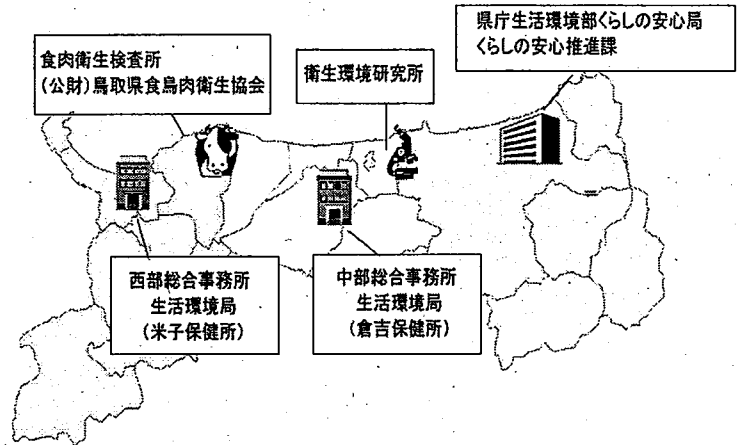
令和2年度鳥取県食品衛生監視指導計画（案）の概要

食品衛生法第24条に基づき、都道府県知事等は毎年度「食品衛生監視指導の実施に関する計画」を定め、この計画に従って食品衛生に関する業務を実施することとされています。

この度、県では「令和2年度鳥取県食品衛生監視指導計画（案）」を作成しました。

1 監視指導の実施体制等

- 食品関連事業者が行う食の安全性の確保が適切に行われているか状況を把握し、衛生指導を実施するため、中部及び西部総合事務所に食品衛生監視員を配置し、効率的かつ一元的な監視指導を行います。
- 食の安全性確保を図るため衛生環境研究所、食肉衛生検査所で科学的な根拠に基づいた検査や研究を行います。
- 中核市である鳥取市と密に情報交換を図り、効果的な監視指導を行います。
- 県域を越える広域的な食中毒事案が発生した際は、広域連携協議会等を活用し、国及び他自治体と連携し拡大防止等迅速な対応を行います。
- 農林水産部局と連携し、生産段階からの食の安全性の確保に努めます。



2 監視指導の内容

(1) 食品衛生法等の改正に関する周知及び対応指導

- HACCP(ハサップ)義務化に県内事業者が対応できるよう、各所相談窓口で施設にあわせた技術的な助言を行うとともに、制度説明や対応指導を計画的に行います。

(2) 重点的に監視指導を実施すべき事項

- 食品衛生上の危害の発生状況を分析し、社会的な影響等を考慮して重点的な監視が必要な業種を中心に監視を実施します。(表1)
- 食の安全を確保するため、生産から流通、販売、消費に至る各段階において、事業者の衛生管理が適切に行われているか確認します。

(3) 食中毒予防対策の強化

- 平成30年及び令和元年(速報)の全国及び本県の食中毒の発生状況(表2)を考慮し、以下の食中毒の予防対策を重点的に行います。

ア 腸管出血性大腸菌、カンピロバクター対策

加熱不十分な食肉等の喫食の関与が多いことから、施設での衛生的な取扱い等について指導・啓発を行います。生食用食肉の提供施設に対しては、規格基準等の遵守を指導するとともに、消費者に対して、食肉や内臓の生食は食中毒のリスクがあることを注意喚起します。

イ ノロウイルス対策

飲食店等における正しい手洗い及び適切な消毒方法の徹底、調理従事者等の健康管理、食品の取扱い等について監視指導・啓発を行います。

ウ 自然毒(有毒植物やフグ毒等)食中毒対策

有毒植物の誤食や素人調理によるフグ食中毒が発生したことから、注意喚起を強化します。

エ 寄生虫による食中毒対策

平成27年から令和元年にかけて寄生虫による食中毒が多発したことから、予防啓発を強化します。

(4) 食中毒細菌迅速検査法の活用

- 衛生環境研究所において開発された食中毒菌の迅速検査法を活用して食中毒事件の原因究明調査を行います。この検査法を活用することで、結果判明までの時間を大幅に短縮することができ、食中毒の被害拡大防止を速やかに行うことができます。

表2 鳥取県食中毒発生状況(事件数)

	H30	R1
ノロウイルス	3(3)	2(1)
寄生虫(アニサキス)	6(5)	2(1)
カンピロバクター	2(2)	1(1)
黄色ブドウ球菌	-	-
腸炎ビブリオ	-	-
動物性自然毒	2(1)	1(0)
植物性自然毒	2(1)	1(0)
化学物質	-	1(0)
不明	-	-
合計	15(12)	8(3)

※()の件数は東部圏域分(内数)

3 食品等の収去検査について

- 食品の製造工場や販売施設等から食品の無償提供を受け、試験機関において検査を行います。
- 消費者の安全性確保を目的に、県内流通食品について検査します。
- 野菜や果物については、県内で使用されている農薬の実態に併せて検査項目を選定します。

4 HACCP義務化対応に取り組む事業者への導入支援

- 県内事業者がHACCP義務化に対応できるよう、専門員による周知巡回活動、業種別の導入講習会の開催、食品衛生推進員によるフォローアップ巡回活動など施設に応じたきめ細かい支援を行います。

5 消費者との情報交換、情報提供の実施

- 出前講座、研修会、食の安全推進会議等を通じて、消費者の皆さんと食の安全・安心に関するリスクコミュニケーション(情報交換・情報提供)を行います。
- 特に消費者へ食の安全に関する正しい知識を普及啓発するため、各分野の専門家等を講師として講演会又は施設見学等を実施します。
- 食品による危害発生防止のため、報道への資料提供、ホームページ、ツイッター及びパンフレット等により、迅速に必要な情報を提供します。

6 人材育成について

- 食品衛生監視員等食品衛生関係職員の資質の向上に努めます。
- 食品等事業に携わる関係者及び給食施設関係者に衛生講習会を行うとともに、食品衛生模範施設及び食品衛生功労者に対し、県知事表彰の授与を行います。

表1 主な重点監視対象施設における監視事項

施設の区分	対象施設の要件	監視回数	重点監視事項
①食品衛生法違反施設	過去2年(H30～R1)のうち、食品衛生法違反により、処分や文書指導を受けたことのある施設(食中毒発生施設、食品衛生法第6条違反食品製造等であり、継続して監視指導が必要な施設)	3回/年	①改善事項の遵守の確認
	食中毒原因施設のうち、寄生虫による食中毒の原因施設	1回/年	
②大量調理施設	飲食店営業(一般食堂、レストラン、仕出し屋、弁当屋、旅館及びホテル)、及び給食施設のうち、概ね同一メニューを1回300食又は1日750食以上提供し、事故が発生した場合、大規模食中毒につながる可能性がある施設	1回/年	①下処理及び原料からの二次汚染防止 ②加熱食品の十分な加熱 ③加熱後、冷まして喫食する食品速やかな放冷 ④手指等からの二次汚染防止 ⑤調理器具等の洗浄消毒の徹底 ⑥従事者の健康管理 ⑦異物混入防止対策の徹底
③生食用食肉等取扱い施設	食品(牛肉)の特性から、腸管出血性大腸菌、カンピロバクターによる食中毒の発生を未然防止する必要性の高い施設	1回/年	①加工(調理)基準の遵守 ②殺菌温度の確認と記録 ③成分規格(細菌検査結果)の確認 ④保存基準の遵守(温度管理) ⑤表示基準の遵守(掲示) ⑥認定生食用食肉取扱者の設置
④野生鳥獣肉処理施設	食品の特性から、腸管出血性大腸菌、カンピロバクター、E型肝炎ウイルス等による食中毒の発生を未然防止する必要性の高い施設	2回/年	①ガイドラインに基づく作業手順の遵守 ②器具等の洗浄・殺菌及び管理状況 ③原料及び製品の適正な温度での保管 ④施設内の衛生管理状況
	上記のうち季節営業等で稼働率が低い施設	1回/年	

7 主な変更点

項目	事項
1 監視指導計画(本文) ページ番号9, 10	<ul style="list-style-type: none"> ○食品衛生法改正に伴う新たな規定に係る所要の改正を行う。 ・指定成分等を含む食品等による健康被害発生時の対応を追記 ・器具又は容器包装を製造する食品等事業者が実施する衛生管理の実施の普及啓発を追記
2 監視指導計画(本文) ページ番号9	<ul style="list-style-type: none"> ○食品衛生法改正に伴う衛生管理の規定変更に係る所要の改正を行う。 ・衛生管理基準として法に全て規定されることから、「自主衛生管理の推進」を「衛生管理の的確な実施」に変更 ・衛生管理基準として新たに規定されるふぐ取扱いに係る規制を追記
3 監視指導計画(本文) ページ番号3, 5, 6, 8, 10	<ul style="list-style-type: none"> ○食品衛生法、食鳥検査法及びと畜場法の改正に伴う対応施策の追記を行う。 ・各機関における主な業務に法改正に伴う指導及び支援を追記 ・重点監視事項に法改正に伴う指導内容を追記 ・HACCPの導入について計画的に指導するため監視件数と別に指導目標件数を設定 ・食品等事業者の衛生管理の確保に関する事項に法改正に伴う支援内容を追記
4 別表5	<ul style="list-style-type: none"> ○本県の実情を勘案した変更を行う。 ・隔年実施の氷雪、酢・ソース・調味料、即席めん、生餡豆類を実施。 ・隔年実施していたレトルト・缶詰品目を製造施設増加のため毎年実施へ。 ・アイスクリーム類製造施設増加に伴い検体数を増加。 ・菓子のみで実施していたタール色素検査を食品全般に拡大。 ・魚肉ねり製品及び洋生菓子製造施設減少に伴い検体数を減少。
5 別表6	<ul style="list-style-type: none"> ○本県の実情を勘案した変更を行う。 ・残留農薬検査の品目として、こまつな、ほうれん草を実施。

鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正(案)に係るパブリックコメントの実施結果について

令和2年2月26日

くらしの安心推進課

鳥取県動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正案に係るパブリックコメントを実施したので、その結果を報告する。

1 実施結果

(1) 意見募集期間：令和2年1月21日(火)～1月31日(金)(11日間)

(2) 意見総数：延べ56件(21名)

(3) 主な意見と対応方針

寄せられた意見は概ね肯定的なもので、地域猫対策(※)の推進に賛成する意見が多く寄せられた。

(※) 地域猫対策…飼い主のない猫に生殖を不能にする手術を施した上で当該猫の一定の世話をを行う取組

対応の区分：盛込済(◎)、一部盛込済(○)、今後検討(△)、その他(-)

項目	意見の内容	県の対応方針(案)	対応
条例改正全般	○条例改正案に賛成する。 ○県の目標が不明確、何年を目途に何を目標とするのか。	・県の目標を定めた動物愛護管理推進計画については、法改正の内容を踏まえ、来年度中に数値目標等の見直しを行う。	-
室内飼育の努力義務化	○室内飼育は努力義務ではなく、義務化すべき。 ○飼い猫の届出制度を創設すべき。	・室内飼育の義務化や届出制度の創設については、今後の検討課題とし、その必要性について県内の状況や全国の取組状況も踏まえて検討する。	△
	○飼い主の義務や責任について周知すべき。	・飼い主に対しては、飼い主の責務や適正飼養についての普及啓発を強化していく。	-
猫の繁殖抑制	○県の不妊去勢手術の補助金についてもっとPRすべき。 ○不妊去勢手術費が高すぎるので、県の補助を引き上げてほしい。 ○不妊去勢手術に税金を使うくらいなら、捕獲に税金を使ってほしい。	・不妊去勢手術の補助については、引き続き市町村と協力して実施し、普及啓発に努めていく。 ・捕獲のみでは、繁殖抑制をしない限り野良猫の数を減らすことはできないことから、県としては繁殖抑制に重点を置いた取組を行う。	-
地域猫対策	○地域猫対策を推進してほしい。 ○地域猫活動の名の元に、野良猫に餌をやることは迷惑行為が増えるだけになる。	・県民の地域猫対策への理解を深め、全県的な取組として普及するため、普及啓発に努めていく。	◎
	○地域猫対策を行う者に認定書を交付してはどうか。	・認定書の交付については、現段階では考えていないが、今後運用する中で必要性について検討する。	△
その他	○ボランティアへの支援を拡充してほしい。	・ボランティアへの補助については、令和2年度当初予算において補助率の一部引き上げ等を検討している。(不妊去勢手術費補助、ミルクの現物支給など)	-

2 今後のスケジュール(予定)

令和2年4月1日 改正条例の一部規定施行(飼い主のない猫に係る規定)

4月～ 条例改正内容についての普及啓発

6月1日 改正条例施行(動物の愛護及び管理に関する法律の改正に伴う改正規定)

鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画(第5期)(案)について

令和2年2月26日
くらしの安心推進課

犯罪のないまちづくりに関する施策の総合的・計画的推進を図るため、「鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画(第5期)」の策定を行うこととしており、その概要について報告する。

1 位置付け及び計画期間

「鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例」第9条に基づく計画(令和2年度～4年度)

2 基本目標

犯罪が防止され、及び犯罪により被害を受けた者に十分な支援がなされることで、県民が犯罪におびえることなく安心して暮らすことができる地域社会を実現する。

3 達成指標

刑法犯認知件数 年間2,000件以下の定着(R1年実績:2,029件)

4 基本的方向

- 刑法犯認知件数の75%が窃盗犯で、このうち無施錠で盗難被害に遭う率が全国平均を上回っている。また、窃盗犯のうち万引きが前年より大きく増加していることから、「鍵かけ運動」「万引き防止対策」を引き続き最重点施策とする。
- 登下校中の児童殺傷事件等が社会問題となり、全国的に重要な課題となっていることから、「子どもの安全確保対策」を最重点施策とする。
- 犯罪被害者等の支援に関し、基本的な施策の枠組みを見直して体系的に整理し、『犯罪被害者等支援編』とする。県は、国、市町村及び犯罪被害者等支援団体と連携して、犯罪被害者等への支援を一層推進する。

5 基本方針

『犯罪防止編』は3つの基本方針を継続し、「子どもの安全確保対策の推進」を施策項目として新たに位置付けるとともに、『犯罪被害者等支援編』は、犯罪被害者等基本法及び同法に基づく第3次犯罪被害者等基本計画等を踏まえ、新たな5つの基本方針とする。

《犯罪防止編》

第1 自主防犯活動の促進

○県民、事業者の意識啓発(※鍵かけ運動・万引き防止対策の推進)

第2 子ども、高齢者、女性、障がい者等の安全確保

○子どもの安全確保対策の推進(※学校、通学路等での安全確保/県民、事業者の意識啓発/地域安全情報の提供/地域防犯活動の促進/子どもの安全教育の取組)
○特殊詐欺被害防止対策の推進 ○高齢者・女性・障がい者等の安全確保

第3 防犯環境整備の促進

○防犯住宅の普及・促進等 ○道路・公園・駐車場等における防犯措置
○防犯カメラの適正な設置・運用 ○深夜小売業等の防犯措置

《犯罪被害者等支援編》

第1 支援のための体制整備

○犯罪被害者等支援団体に対する支援・連携 ○相談及び情報提供等の総合的支援
○犯罪被害者等支援に係る研修の充実と人材の養成

第2 損害回復・経済的支援等

○損害賠償の請求についての援助 ○給付金の支給制度の運用等 ○居住の安定
○雇用の安定

第3 精神的・身体的被害の回復・防止

○保健医療サービスや福祉サービスの提供 ○安全の確保
○保護・捜査・公判の過程における配慮等

第4 刑事手続への関与拡充

○刑事手続参加のための情報提供や体制整備等

第5 県民、事業者の理解の増進と配慮・協力の確保

○県民、事業者の理解の増進のための広報等取組の推進

6 今後のスケジュール(予定)

令和2年2月17日～3月2日 パブリックコメントの実施
3月上旬 鳥取県犯罪のないまちづくり協議会の答申
3月下旬 計画の策定・公表

鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画（第5期）素案

～みんなで支えあい 安心して暮らせる 鳥取県～

< 概要 >

「鳥取県犯罪のないまちづくり推進条例」に基づき、本県の防犯及び犯罪被害者等支援に関する施策を総合的に推進する「鳥取県犯罪のないまちづくり推進計画（第5期）」を策定するにあたり、広く県民の皆さんに意見を求めるものです。

I 計画の期間 令和2年度から令和4年度までの3年間

II 計画の目標及び基本方針等

- 1 基本目標 犯罪が防止され、及び犯罪により被害を受けた者に十分な支援がなされることで、県民が犯罪におびえることなく安心して暮らすことができる地域社会を実現することを目指します。
- 2 達成指標 刑法犯認知件数 2千件以下の定着を目指す。
- 3 基本方針及び主な施策
 - ・基本方針について、現計画（第4期）の防犯と犯罪被害者等支援を併記した構成から、「犯罪防止編」、「犯罪被害者等支援編」の2編構成とします。
 - ・犯罪防止編においては、3つの基本方針を継続し、「子どもの安全確保対策の推進」を施策項目として新たに位置付けます。
 - ・犯罪被害者等支援編においては、犯罪被害者等基本法及び同法に基づく第3次犯罪被害者等基本計画等を踏まえ、新たな5つの基本方針、12の施策項目を設定します。

4 施策の体系

<犯罪防止編>

【基本方針】

第1 自主防犯活動の促進
県民、事業者の自主防犯意識の高揚を図るとともに、地域の連帯感が高まり、住民がお互いに支え合う良好な社会環境の形成を図ります。

【施策】

- 1 県民、事業者の意識啓発
- 2 地域安全情報の提供
- 3 地域防犯活動の促進

第2 子ども、高齢者、女性、障がい者等の安全確保
子ども、高齢者、女性、障がい者等の犯罪被害防止の取組を進め、地域全体で見守る活動を推進するとともに、子どもの健全育成にふさわしい環境づくりや犯罪被害に遭わないよう効果的な安全教育を行います。

- 1 子どもの安全確保対策の推進
 - [1] 学校・通学路等での安全確保
 - [2] 子どもの虐待・非行防止と良好な社会環境づくり
 - [3] 子どもの安全教育
- 2 特殊詐欺被害防止対策の推進
- 3 高齢者・女性・障がい者等の安全確保

第3 防犯環境整備の促進
施設等を防犯に配慮したものとするため、施設ごとに整備指針を作成・普及し、そうした整備を促進するために必要な情報提供、助言等の措置を講じます。

- 1 防犯住宅の普及・促進等
- 2 道路・公園・駐車場等における防犯措置
- 3 防犯カメラの適正な設置・運用
- 4 深夜小売業等の防犯措置
- 5 空家の防犯措置
- 6 防犯に配慮した自動車・自販機等の普及

<犯罪被害者等支援編>

【基本方針】

第1 支援等のための体制整備

犯罪被害者等支援団体に対する支援を行い、犯罪被害者等支援団体、県、県警、市町村、関係団体等が連携協力し、被害者支援や普及啓発活動の県民運動的な展開を発展させていきます。併せて、誰でも支援が必要なときに、情報の入手や相談ができ、支援を受けられる体制整備を進めるとともに、支援に関係する職員等の能力向上を図る取組を進めます。

【施策】

1 民間の犯罪被害者等支援団体に対する支援及び連携

2 相談及び情報の提供等の総合的支援

3 犯罪被害者等の支援に係る研修の充実と人材の養成

第2 損害回復・経済的支援等

犯罪被害者等が損害を回復し、経済的負担を軽減することができるよう支援し、損害賠償請求制度や経済的支援制度の周知、助言を行うなど、被害回復を図るとともに、居住の安定、雇用の安定に係る取組を進めます。

1 損害賠償の請求についての援助等

2 給付金の支給に係る制度の運用等

3 居住の安定

4 雇用の安定

第3 精神的・身体的被害の回復・防止

早期の段階から犯罪被害者等に対する保健医療サービスや福祉サービスの提供等の充実を図るとともに、再被害を防止し、安全の確保への取組を進めます。

1 保健医療サービスや福祉サービスの提供

2 安全の確保

3 保護、捜査、公判の過程における配慮等

第4 刑事手続への関与拡充

犯罪被害者等が刑事に関する手続等に適切に関与できるよう、情報提供を行うなどの取組を進めます。

1 刑事手続参加のための情報提供や体制整備等

第5 県民、事業者の理解増進と配慮・協力の確保

教育活動、広報活動等を通じて、県民及び事業者の理解と協力を得るための活動に努め、県全体で犯罪被害者等を支える気運の醸成を図ります。

1 県民、事業者の理解の増進のための広報等取組の推進

<犯罪防止編>

第1 自主防犯活動の促進

1 県民、事業者の意識啓発

《基本的な考え方》

県民、事業者の自主防犯意識の醸成を図るため、各種イベントや県の広報媒体等を通じて犯罪のないまちづくりに関する広報啓発を充実します。

令和元年の刑法犯認知件数の75.0%が窃盗犯で、このうち無施錠又は鍵付き状態のまま被害に遭う率が全国平均を大きく上回っていることから、『鍵かけ運動の推進』を、また、万引きを軽視する社会風潮を払拭し、「万引きは犯罪である」という規範意識を高めるため、『万引き防止対策の推進』をそれぞれ継続して最重点施策として実施します。

<具体的施策>

- (1)【最重点施策】鍵かけ運動の推進（ロックの日(6月9日)、盗難防止の日(10月7日)の街頭キャンペーン等)
- (2)【最重点施策】万引き防止対策の推進（県防犯連合会等と連携した広報活動）
- (3)消費者教育の総合的かつ一体的な推進

2 地域安全情報の提供

《基本的な考え方》

地域での防犯活動に資するため、各地域での犯罪の発生状況や不審者に関する情報を、インターネットや携帯電話を始めとする、各種の広報媒体を通じて提供します。

<具体的施策>

- (1)ホームページやあんしんトリピーメール等による情報提供（振り込め詐欺情報等）
- (2)「地域安全だより」や「ミニ広報紙」などによるコミュニティ情報の提供

3 地域防犯活動の促進

《基本的な考え方》

地域での防犯活動の促進を図るため、効果的な活動例や先進的な取組事例を積極的に取り入れ、活動内容の充実を図るとともに、活動の核となるリーダーの育成を推進します。

<具体的施策>

- (1)防犯パトロール活動の促進
- (2)NPO活動等の促進（見守り活動を促進する人材養成等）
- (3)災害発生時の防犯対策の推進（屋根等家屋修理に高額な請求をする悪質商法への注意喚起、啓発）
- (4)廃棄物不法投棄防止対策の実施

第2 子ども、高齢者、女性、障がい者等の安全確保

1 子どもの安全確保対策の推進

《基本的な考え方》

学校や通学路等において、子どもが犯罪被害に遭わないよう、安全確保を図るための防犯指針に基づき、安全な学校、安全な通学路づくりを進めるとともに、地域での見守り活動等の充実を図ります。

子どもに、様々な危険を予測し回避する能力を身に付けさせるため、子どもたちによる「地域・通学路安全マップ」の改善や、子どもの発達段階に応じた効果的・実践的な防犯訓練（教室）の実施など、安全教育の充実を図ります。

さらに、『県民、事業者の意識啓発の取組』、『地域安全情報提供の取組』、『地域防犯活動を進める取組』、『学校・通学路等での安全確保の取組』、『子どもの安全教育の取組』を最重点施策として推進します。

また、地域のボランティア、関係団体、事業者等と連携して、子どもの健全な育成を阻害するおそれのある環境を改善し、非行防止に効果的な環境づくりを行うとともに、SNSなどインターネット利用を介した被害の発生を踏まえ、その危険性の周知や適切な利用のための広報啓発活動を推進します。

<具体的施策>

〔1〕学校・通学路等での安全確保

- (1)【最重点施策】県民・事業者の意識啓発の取組（散歩等のながら見守り、通学路等の見守り活動の啓発）
- (2)【最重点施策】地域安全情報提供の取組（不審者情報の共有及び迅速な対応。青色回転灯装備車（青パト）等の活用促進）

- (3) 【最重点施策】地域防犯活動を進める取組（防犯リーダー研修会等の開催。子どもの声かけ、挨拶運動、ながら見守りの推進）
- (4) 【最重点施策】学校・通学路等での安全確保の取組（防犯ブザー等の活用、集団下校・スクールバス等による安全な登下校の実施。公共交通機関（スクールバスを含む）乗降・乗車時の安全対策の強化）
- (5) 鳥取県地域安全フォーラムの開催
- (6) 総合的な学校安全対策（スクールガードリーダーによる学校や学校安全ボランティア等の指導）
- (7) 子どもの安全・安心な居場所の確保（「放課後児童クラブ」と「放課後子供教室」の連携等）

〔2〕子どもの虐待・非行防止と良好な社会環境づくり

＜具体的施策＞

- (1) 児童虐待の未然防止及び通報の促進
- (2) 薬物乱用防止対策の推進（薬物乱用防止教室・非行防止教室等の開催）
- (3) スマートフォン等におけるインターネット利用に関する教育啓発の推進（SNS等インターネット上のサービスの適切な利用、ターゲット広告を活用した注意喚起等）

〔3〕子どもの安全教育

＜具体的施策＞

- (1) 【最重点施策】子どもの安全教育の取組（地域・通学路安全マップの改善（スクールバス降車時対応の追加等））
- (2) 教育全般にわたる相談窓口等の設置
- (3) いじめ問題等への取組の推進
- (4) 消費者教育、金融教育の推進（令和4年度からの成年年齢引き下げに伴う教育等）

2 特殊詐欺被害防止対策の推進

《基本的な考え方》

高齢者を中心に幅広い世代を対象とした特殊詐欺による被害が後を絶たず、県民の安全・安心な生活を脅かす深刻な課題となっています。このため、消費者被害の未然防止、早期発見及び拡大防止を図るための見守りネットワークの取組や広報啓発活動の強化を図ります。

＜具体的施策＞

- (1) 特殊詐欺被害防止対策の強化（市町村と地域の関係者が連携した「見守りネットワーク」の設置推進）
- (2) 高齢者、障がい者等のための啓発講座等の実施
- (3) 高齢者等の見守り活動の推進

3 高齢者・女性・障がい者等の安全確保

《基本的な考え方》

高齢者・女性・障がい者等が事件や事故に巻き込まれないよう、地域での高齢者・障がい者の訪問、見守りや様々な広報媒体を通じての情報提供等を行います。

＜具体的施策＞

- (1) 高齢者の社会参加活動支援（独居高齢者宅への友愛訪問等）
- (2) 高齢者、障がい者等の居場所づくり（鳥取ふれあい共生ホームの取組支援）
- (3) 高齢者の虐待防止、権利擁護
- (4) 障がいの理解の普及（あいサポーター研修）、障がい者の虐待防止、権利擁護
- (5) 認知症高齢者等による行方不明者の早期発見（市町村、警察等による「事前登録制度」の運用）
- (6) DV被害の防止、女性犯罪に関する相談、女性に対する防犯講習

第3 防犯環境整備の促進

1 防犯住宅の普及・促進等

《基本的な考え方》

住宅等への侵入犯罪は、強盗等の凶悪犯に結びつきやすいことから、特に防犯性能を高める必要があります。このため、「犯罪の防止に配慮した住宅の構造、設備等に関する指針」に基づき、防犯設計・設備の普及を図ります。

＜具体的施策＞

- (1) 住宅の防犯部品、防犯設計の普及促進
- (2) 住宅等の防犯指針の普及啓発
- (3) 優良防犯施設（学校、共同住宅、深夜小売業店舗等）の認定

2 道路・公園・駐車場等における防犯措置

《基本的な考え方》

道路、公園等は、不特定多数の者が利用する公共空間であり、いつでも誰でも犯罪に遭遇するおそれがあることから、犯罪の防止に配慮した構造、設備等を有したものとする必要があります。このため、「犯罪の防止に配慮した公園等の構造、設備等に関する指針」に基づき、そうした施設の整備や防犯設備の普及を図っていきます。さらに、防犯に配慮した「まちなみ」形成などの防犯環境の形成や、事業者に対して防犯カメラ設置などの地域における防犯環境整備への協力などの啓発を図ります。

＜具体的施策＞

- (1) 公園等の防犯指針の普及啓発
- (2) 防犯指針に則した公園・道路等の整備
- (3) 安全・安心な商店街等の整備

3 防犯カメラの適正な設置・運用

《基本的な考え方》

犯罪が防止され、県民が安全で安心して暮らすことができる地域社会の実現を目指して、防犯カメラの設置者等及びその他設置に関わる者に対し、防犯カメラの設置・運用の参考となる事項を示すことにより、犯罪を防止するとともに、人権を侵害することのない防犯カメラの適正な設置・運用を図ります。

＜具体的施策＞

- (1) 防犯カメラの設置・運用指針の普及啓発

4 深夜小売業等の防犯措置

《基本的な考え方》

深夜小売業者や金融機関等は、強盗等の凶悪犯罪や窃盗犯罪の対象となりやすいことから、「犯罪の防止に配慮した深夜小売業店舗等の構造・設備等に関する指針」に基づき、十分な防犯対策が講じられるよう努めます。また、深夜小売業者等は青少年の非行の温床とならないよう、施設周辺の良い風俗環境の保持に努めます。

＜具体的施策＞

- (1) 深夜小売業店舗等の防犯指針の普及啓発
- (2) 小売業者等への防犯情報提供、事業所の防犯対策の推進

5 空家の防犯措置

《基本的な考え方》

管理されていない「空家」は容易に不法侵入を許し、時間の経過とともに荒れ果て、不審火、不法投棄や性犯罪の温床となりかねません。このため、空家、空店舗、倉庫の所有者・管理者に対し適切な管理を促していきます。

＜具体的施策＞

- (1) 空家等の実態確認
- (2) 空家等のパトロール
- (3) 災害発生時の空家の防犯措置

6 防犯に配慮した自動車・自動販売機等の普及

《基本的な考え方》

自動車、原動機付自転車、自転車や自動販売機に係る犯罪について、盗難防止のための装置や犯罪に強い構造、設備等を有するものの普及を図ります。

＜具体的施策＞

- (1) 自転車防犯登録制度、自動車等の防犯装置の普及啓発
- (2) 犯罪に強い自動販売機等の普及

<犯罪被害者等支援編>

第1 支援等のための体制整備

1 民間の犯罪被害者等支援団体に対する支援及び連携

《基本的な考え方》

(公社)とっとり被害者支援センター及び性暴力被害者支援センターとっとり(以下、「犯罪被害者等支援団体」という。)は、民間中心に設立されたものであり、県、県警、市町村、関係機関等が連携協力してきた団体です。県等は、その運営や犯罪被害者等支援が円滑かつ効果的に実施されるよう、財政支援のみならず、犯罪被害者等への医療的、法的及び経済的支援活動や普及啓発活動の県民運動的な展開を発展させていきます。

<具体的施策>

- (1) 民間の犯罪被害者等支援団体に対する支援、周知・広報等
- (2) 支援関係団体・機関との連携協力の強化
- (3) 医療機関等と関係機関・団体等との連携協力の充実強化

2 相談及び情報の提供等の総合的支援

《基本的な考え方》

犯罪被害者・性暴力被害者等が求める情報は、刑事手続に関するもののほか、犯罪被害給付制度、犯罪被害者等支援団体、医療機関や弁護士に関する事項及び被害回復の方法など多方面にわたることから、犯罪被害者等が日常生活を円滑に営むことができるよう、関係機関による相談対応、情報提供や助言などを適切に行う取組を進めます。

<具体的施策>

- (1) 総合的相談窓口の設置等(警察総合相談窓口、県庁総合的対応窓口)
- (2) 性犯罪・性暴力被害者等に対する相談・支援活動の推進
- (3) 「被害者の手引」による関係機関・団体が行う支援に関する情報提供
- (4) 学校や関係機関との連携及び相談体制の充実

3 犯罪被害者等支援に係る研修の充実と人材の養成

《基本的な考え方》

犯罪被害者等に対し適切な支援を行うためには、支援に従事する者に対して犯罪被害者等の置かれている状況の理解、心身を回復させるための方法等に関する専門的知識と対応能力の向上が求められていることから、資質向上をのための研修会の実施など人材の養成を図る取組を進めます。

<具体的施策>

- (1) 被害者支援に携わる職員等への研修の充実
- (2) 学校における相談対応能力の向上等(教育相談員・スクールカウンセラー(臨床心理士等)の派遣)
- (3) 犯罪被害者等支援団体の支援員の養成・育成に対する支援

第2 損害回復・経済的支援等

1 損害賠償の請求についての援助等

《基本的な考え方》

犯罪等による被害に係る損害賠償の請求等が適切かつ円滑に実施されるためには、損害賠償請求制度や関連する支援制度の周知を図り、助言を行うなど、関係機関と連携して、被害回復を支援する取組を進めます。

<具体的施策>

- (1) 損害賠償請求制度に関する情報提供の充実等
- (2) 交通事故に係る保険金支払いの適正化等
- (3) 暴力団犯罪による被害の回復の支援

2 給付金の支給に係る制度の運用等

《基本的な考え方》

犯罪被害者等は、犯罪等にあった時点で受ける損害だけでなく、経済的困窮や療養のための費用負担などによる経済的影響を受け、それによる精神的・身体的被害の回復にも影響が及ぶことから、犯罪被害給付制度の適切な運用など、経済的支援を図るよう努めます。

＜具体的施策＞

- (1) 犯罪被害給付制度の迅速かつ的確な運用と広報活動の推進
- (2) 犯罪被害者・性暴力被害者の医療費等の負担軽減
- (3) 犯罪被害者・性暴力被害者のカウンセリング費用の負担軽減

3 居住の安定

《基本的な考え方》

新たな居住先の確保は、被害による経済的困窮、精神的ショックなどにより、困難な状況となっている場合もあることから、犯罪被害者等に対し、一次的あるいは中長期的な住宅の確保を図るよう努めます。

＜具体的施策＞

- (1) 県営住宅への優先入居
- (2) 被害直後等の居住場所の確保（婦人相談所等における一時保護等）

4 雇用の安定

《基本的な考え方》

犯罪被害者等が仕事を維持・確保することは、経済的負担の軽減につながるばかりでなく、精神面における被害の軽減・回復にも重要な意味を有することから、犯罪被害者等の雇用の安定を図るとともに、犯罪被害者等が置かれている状況等について事業者への理解を高めていく必要があります。

＜具体的施策＞

- (1) 求職者の就職支援及び労働相談の実施、事業者の理解の増進
- (2) 個別労働紛争解決制度の活用等

第3 精神的・身体的被害の回復・防止

1 保健医療サービス及び福祉サービスの提供

《基本的な考え方》

犯罪被害者・性暴力被害者等は、身体への被害を受けた方が精神的被害を受けているほか、身体的被害がない場合であっても、精神的被害を受けている方がいる中で、心身に受けた影響から早期に回復できるよう、被害直後から保健医療及び福祉サービスの提供を図ります。

＜具体的施策＞

- (1) 犯罪被害者等に対する心の健康相談の実施
- (2) 犯罪被害者・性暴力被害者等への相談・支援の実施
- (3) 児童虐待に対する夜間・休日対応の充実等
- (4) 被害少年に対する学校におけるカウンセリング体制の整備

2 安全の確保

《基本的な考え方》

犯罪被害者等は、暴力的な犯罪等により被害を受けた場合、再び危害を加えられることに対し、不安を抱えていることから、犯罪被害者等が再び危害を受けることがないように、再被害の未然防止と不安を解消するための取組を進めます。

＜具体的施策＞

- (1) DV被害の防止、配偶者等からの暴力被害者等の安全確保の強化
- (2) 児童虐待防止に携わる関係機関による援助体制の継続

- (3) 犯罪被害者等に関する個人情報の保護
- (4) 再被害防止措置の推進（再被害防止対象者の指定等）

3 保護、捜査、公判等の過程における配慮等

《基本的な考え方》

犯罪被害者等は、犯罪等による直接的被害に加え、保護、捜査、公判等の過程で、関係者からの配慮に欠けた言動等により、二次的被害を受けることがあることから、犯罪被害者等の人権に十分配慮され、かつ負担が軽減される対応を図ります。

<具体的施策>

- (1) 職員等に対する研修の充実等、性犯罪被害者を支援する警察官等の配置等
- (2) 犯罪被害者等支援団体が行う公判等への付添等に関する紹介

第4 刑事手続への関与拡充

1 刑事手続参加のための情報提供や体制の整備等

《基本的な考え方》

公判傍聴における犯罪被害者等への配慮、刑事裁判への被害者参加制度など犯罪被害者等の刑事手続参加に関する制度が拡充されていることから、事件の当事者である犯罪被害者等が刑事手続等に適切に関与することができるよう、情報提供の充実を図ります。

<具体的施策>

- (1) 刑事の手続等に関する情報提供の充実
- (2) 捜査に関する適切な情報提供
- (3) 迅速・確実な被害の届出の受理、告訴に対する適切な対応

第5 県民、事業者の理解増進と配慮・協力の確保

1 県民、事業者の理解増進のための広報等取組の推進

《基本的な考え方》

犯罪被害者等に対する県民、事業者の理解を深めていく必要があることから、犯罪被害者等の置かれている状況や、犯罪被害者等が被害から立ち直り、平穏な生活を送ることができるための配慮の重要性等について、理解を深める広報啓発活動や命の大切さについて教育活動等を進めます。

<具体的施策>

- (1) 犯罪被害者・性暴力被害者等支援に関する広報の実施
- (2) 犯罪被害者等支援団体との連携協力による広報の実施
- (3) 学校における命の大切さを学ぶ教室の実施、犯罪被害者等の人権問題も含めた人権教育の推進
- (4) 犯罪被害者・性暴力被害者等に対する県民、事業者の理解増進を図るための啓発事業の実施
- (5) 交通事故被害者等の声を反映した県民、事業者の理解の増進

交通安全お守りマスコット・ドライブレコーダー搭載ステッカーデザインコンテストの実施概要について

令和2年2月26日
くらしの安心推進課

高齢者の交通事故防止対策及びあおり運転防止対策の一環として、「交通安全お守りマスコット・ドライブレコーダー搭載ステッカーデザインコンテスト」を実施し、このたび各部の最優秀賞が決定したので、その概要を報告する。

1 コンテストの概要

(1) 募集期間

令和元年9月20日(金)から10月31日(木)まで

(2) 募集対象

- ①交通安全お守りマスコットの部 鳥取県内在住の小学生
- ②ドライブレコーダー搭載ステッカーの部 鳥取県内在住の中学生及び高校生

(3) 応募総数

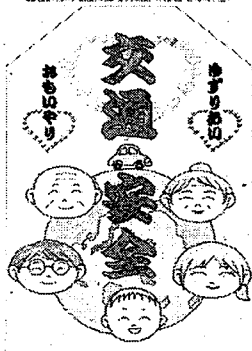
- ①交通安全お守りマスコットの部 352点
- ②ドライブレコーダー搭載ステッカーの部 39点

(4) 各部の賞

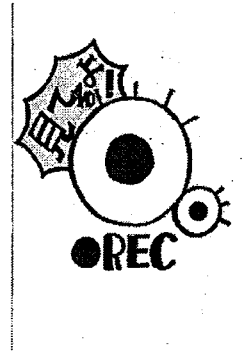
- ①交通安全お守りマスコットの部 最優秀賞1点 優秀賞3点
- ②ドライブレコーダー搭載ステッカーの部 最優秀賞1点、優秀賞2点

(5) 各部の最優秀賞作品

<交通安全お守りマスコットの部最優秀作品>



<ドライブレコーダー搭載ステッカーの部最優秀作品>



2 贈呈式

各部の最優秀賞受賞者に対し、副賞（デザイン画入りの額と図書カード）を贈呈した。

(1) 交通安全お守りマスコットの部

- ・日 時 2月13日(木) 午後1時20分から午後1時30分
- ・場 所 境港市立外江小学校
- ・受賞者 加藤 陸 (かとう りく) さん 6年生



【外江小学校での贈呈式の様子】

(2) ドライブレコーダー搭載ステッカーの部

- ・日 時 2月13日(木) 午後2時45分から午後2時55分
- ・場 所 学校法人米子永島学園米子松蔭高等学校
- ・受賞者 野々村 有夏 (ののむら ゆうか) さん 2年生



【米子松蔭高校での贈呈式の様子】

3 作品の活用について

今後、各部の最優秀作品を基に交通安全お守りマスコット、ドライブレコーダー搭載ステッカーを作成し、高齢者対象交通安全講習や交通安全行事等の機会に各ドライバーに配布し、交通ルールの遵守、交通マナーの向上及び交通安全意識の高揚を図ることとしている。

ゲストハウス・民宿に係る建築基準法の取扱いについて

令和2年2月26日
住まいまちづくり課

空き家の利活用の促進に向け、既存の戸建住宅をゲストハウス・民宿として利活用する場合における建築基準法上の取扱いについて、一定の要件を満たす場合「住宅」として取り扱うこととしたので報告する。

1 現状

- 既存住宅の用途を変更して年間を通してゲストハウス・民宿として利活用する場合、建築基準法の宿泊施設に関する規制が適用されるため、活用を断念せざるを得ない場合があり、リノベーション等に取り組む事業者から緩和を望む声がある。
- 令和元年6月25日に改正建築基準法が施行され、既存建築物をホテル・旅館など特殊建築物の用途に変更する場合に、建築確認申請が必要となる規模が延べ面積100㎡を超えるものから200㎡を超えるものに緩和されたことにより、建築基準法に適合しないゲストハウス・民宿の増加が懸念される。

【既存住宅を宿泊施設として利活用する場合に適用される主な建築基準法の規制】

改修を要するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・小屋裏に達する防火間仕切り壁の設置 ・非常用照明設備の設置 ・火気使用室の内装制限
立地を制限するもの	<ul style="list-style-type: none"> ・前面道路の幅員が4m以上であること ・用途地域による建築物用途の制限

※住宅(2階建、200㎡未満)を用途変更する場合を想定

2 ゲストハウス・民宿に係る建築基準法上の取扱い

- 既存住宅を利活用したゲストハウス・民宿については、シェアハウスの取扱い(平成28年4月策定)等と同様に一定規模・要件のものを「住宅」と扱い、これを満たさないものは「ホテル・旅館」として扱う。
⇒既存のゲストハウス・民宿の使用実態を勘案し、ドミトリ型(相部屋型)とコンドミニウム型(一棟貸型)の取扱いを令和2年2月12日付けで策定した。(令和2年3月1日運用開始予定)
- 特定行政庁(県及び4市)がゲストハウス・民宿として活用する建築物の安全性を確認するため、事業者事前協議を求め、一定の要件を満たすことを確認する。

区分	ゲストハウス・民宿の取扱い		【参考】シェアハウスの取扱い (平成28年4月策定)
	ドミトリ型	コンドミニウム型	
建基法	適法(既存不適格を含む)な「住宅」と同等であること。		適法(既存不適格を含む)な「住宅」と同等であること。
階数	2以下であること。(地階を有しないこと。)		2以下であること。(地階を有しないこと。)
床面積	延べ面積が200㎡未満かつ、宿泊室の床面積の合計が50㎡以下であること。(別棟を除く。)	延べ面積が200㎡未満であること。	原則として延べ面積が200㎡未満であること。ただし、建物の周囲に広い空地があるなど安全上、防火上及び衛生上支障が無いと認められる場合は300㎡未満とする。(別棟を除く。)
構造	構造耐力の低下を招く恐れのない計画であること。		構造耐力の低下を招く恐れのない計画であること。
火気使用	全室(非居室を含む)で、火気使用がないこと。		住宅内で火気を使用する場合は、自動消火装置等の安全機能を備えた機器を使用すること。
避難経路	宿泊者が建築物内の各居室から屋外に安全に避難できる経路が確保されていること。		入居者が建築物内の各居室から敷地外に安全に避難できる経路が確保されていること。
非常照明	宿泊室及び上記の避難経路に非常用照明装置が設置されていること。		—
定員	既存の浄化槽がある場合、処理対象人員を超えないこと。		7人を超えないこと。既存の浄化槽がある場合、処理対象人員を超えないこと。
階段	階段の形状は、幅75cm以上、蹴上23cm以下、踏面15cm以上であり、かつ両側に手すりを設け、踏面が滑りにくい仕上げとなっていること。踏面19cm未満の場合、階段の近くに、見やすい方法で、十分に注意して昇降を行う必要がある旨を表示していること。		—
施設管理	施設管理者の事務所が当該建築物にない場合、施設管理者の事務所は、施設管理者が事故等を覚知してから、10分以内に当該建築物に到達できる距離にあること。		—
宿泊室	出入口の戸(ふすま、障子その他これらに類するものは不可)が常時閉鎖した状態にあること。	—	一の部屋の中を間仕切り等により区切り、各居住者の就寝室とするような空間構成としないこと。ただし、各就寝室が全ての法規定を満足する場合はこの限りで無い。
立地	第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、工業地域及び工業専用地域以外の地域に立地するもの。		—

令和元年度第3回上・下水道広域化・共同化に係る検討会の開催概要について

令和2年2月26日
水環境保全課

上・下水道広域化・共同化に係る今年度第3回検討会として、県下全市町村を対象とした講演会を開催したので、概要を報告する。

1 検討会の概要

令和2～3年度に広域化等のパターンに応じたシミュレーション業務等を予定しており、これまでの取組と今後の方向性や留意点等を共有することを目的として開催した。

日時等：令和2年1月22日（水） 天神浄化センター

出席者：〔市町村等〕36名 〔国関係〕9名 〔県関係〕13名 計58名

共催：鳥取財務事務所

<参考>これまでの取組状況

平成30年度から広域化等の検討に取り組み、今年度は検討会のほか、市町村への個別ヒアリング、担当者ワーキング等により、施設・設備・位置情報・財務状況等を共有し、市町村域を越えた施設統廃合の可能性や広域化検討について意見交換を重ねている。

2 主な内容

(1)「上下水道の事業の経営課題と将来予測」 講師：株式会社日本政策投資銀行

- 日本政策投資銀行の独自推計では、更新投資を賄うため、30年後には日本全国で水道料金を1.6倍（下水道は1.7倍）に引き上げる必要があると試算している。
- 専門技術職員数が減少し、各自治体単独で課題へ対応することは限界があり、広域化・共同化や官民連携が必要となる。その検討にはシミュレーションによる効果を測定し、関係者が共通認識を持つこと、様々な広域化類型から、地域の実情にあった検討を行うことが重要である。
- 広域化による施設・設備のダウンサイジングによる効率化、小規模自治体は技術職員の確保が非常に大きいメリットである。ヒトの問題は数十年単位の対応が必要であるが、技術職確保の安定化によって結果的に管理の安定化、経営基盤の強化につながる。

(2)「シミュレーション実施に向けた助言等」 講師：EY 新日本有限責任監査法人

- 上・下水道は建設の時代が終わり、維持管理・経営の時代に入っている。自治体経営が原則で、経営改革や必要な料金引き上げは各自治体でしっかり対応することが最低限必要である。広域化は、経営努力を行ったうえでのオプションとなる。
- 持続可能性という観点で将来の数字が注目される。行政は5年程度の計画を示すことが多いが、広域化では、長期（10～20年）シミュレーションにより将来の数字を明らかにし、一番厳しい時期を乗り越えられるかをしっかり説明する必要がある。
- シミュレーションでは、次の点がポイントである。
 - ・短期的に費用増の場合もあるため、ある程度中長期で試算して効果を示すこと。
 - ・単なる数字の羅列ではなく、実現可能性を考慮すること。
 - ・推計条件の設定を明確にすること。関連団体の考え方をすり合わせること。
 - ・推計作業は、数値に異常値が含まれないことを確認すること。
- 広域化は市町村の経験や知識が基になるので、数字（定量的評価）だけでなく、リスク管理等（定性的評価）も必要である。

3 今後の予定

令和2～3年度に検討会を重ね、現状と将来見通しの把握、広域化シミュレーションによる効果測定を行い、令和4年度に法定協議会を設置の上、広域化・共同化計画等を策定する予定としている。

一定額以上の工事又は製造の請負契約の報告について

令和2年2月26日
生活環境部

【新規分】

主務課	工事名	工事場所	契約の相手方	契約金額	工期	契約年月日	入札方式
くらしの安心局 水環境保全課	天神浄化センター電気設備工事 その30(受変電設備改築)	東伯郡 湯梨浜町 はわい長瀬	東芝インフラシステムズ株式会社 中国支社 統括責任者 荒木 勝彦	297,000,000 (予定価格)	令和2年2月7日 ～ 令和3年3月12日	令和2年2月7日	制限付 一般競争入札 (1社)
				298,424,500			